基本的なマニフェストの流れ（直行用で最終処分が完了する場合）

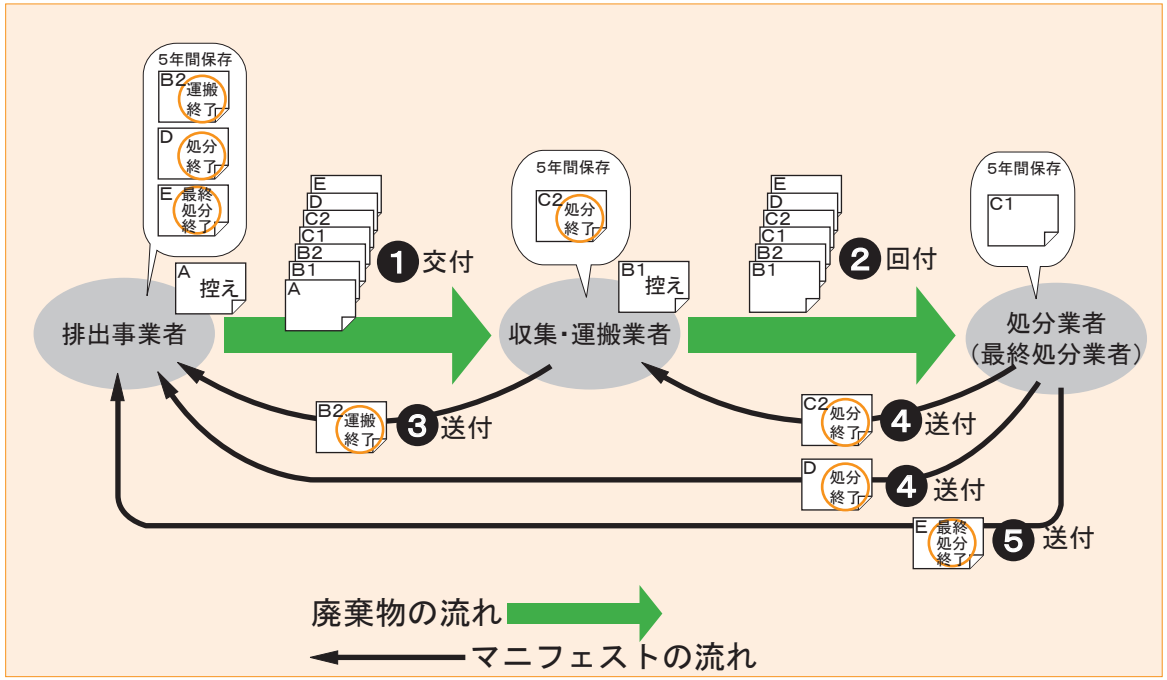

マニフェストの流れ

1 廃棄物引渡し時

排出事業者は、7枚複写の伝票（A、B1、B2、C1、C2、D、E票）に必要事項を記入し、廃棄物とともに7枚全部を収集・運搬業者に渡す。

収集・運搬業者は、廃棄物を受領する際、A、B1、B2、C1、C2、D、E票の運搬担当者欄にサイン又は押印し、A票を排出事業者に返す。

※収集・運搬を再委託した場合、上記の「収集・運搬業者」は「再委託収集・運搬業者」とする。委託収集・運搬業者の名称等は「備考・通信欄」欄に記入する。

2 運搬終了時

収集・運搬業者は、廃棄物の運搬を終了した際、B1、B2、C1、C2、D、E票の運搬終了日欄に運搬終了日を記入し、最終処分業者に廃棄物とともに渡す。

最終処分業者はB1、B2、C1、C2、D、E票にサイン又は押印し、B1、B2票を収集・運搬業者に返す。

※交付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を交付されてから10日以内に帳簿に記載する。

3 運搬終了報告

収集・運搬業者は、B1票を自らの控えとして保管するとともに、運搬終了後10日以内に、B2票を排出事業者に送付する。

4 処分終了報告

処分業者は、処分終了後C1、C2、D、E票に処分終了日と最終処分日の記入、及び処分担当者のサイン又は押印し、C1票を自らの控えとして保管するとともに処分終了後10日以内に、C2票を収集・運搬業者に、D票を排出事業者に送付する。

※交付又は回付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を交付されてから10日以内に帳簿に記載する。

5 最終処分報告
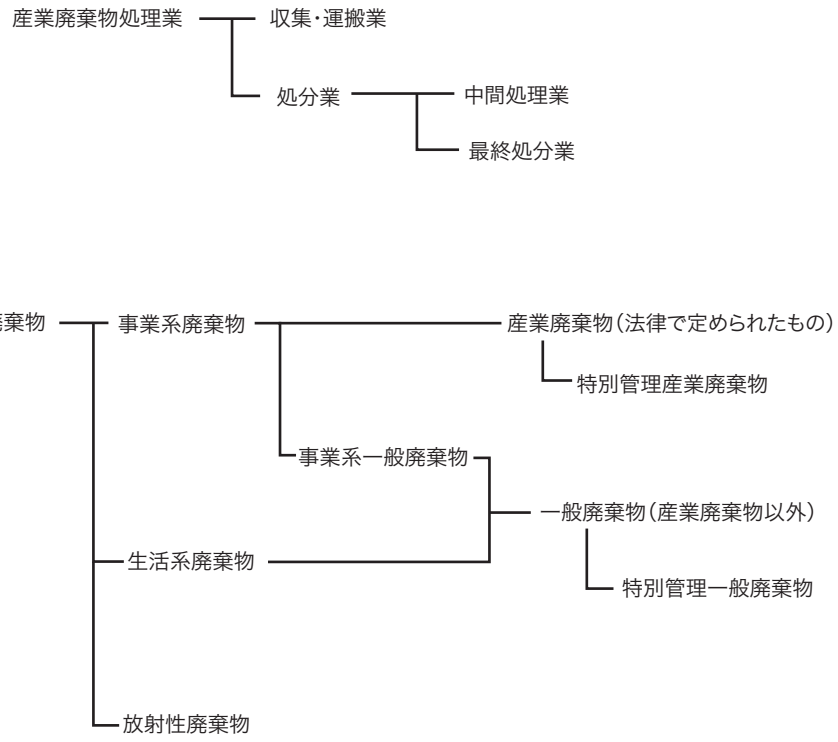
処分業者は最終処分終了後、最終処分終了日の記入を行い最終処分終了日から10日以内にE票を排出事業者に送付する。